

社会体育施設の使用料の見直しに関する基本方針（案）概要

旧田辺市の社会体育施設使用料（以下「体育施設使用料」という。）は、昭和 63 年度以降、使用料の改定を行っておらず、平成 17 年 5 月の市町村合併に伴う事務調整においても、使用料の見直しは見送られてきました。

これまでも事務処理の効率化等により費用削減に取り組んできましたが、市民サービスの提供や施設の維持管理に係る費用とそれを賄う使用料収入との差が年々大きくなっています。また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費用が増加し、その差がさらに大きくなることが見込まれています。このことから、市民サービスの提供や施設の維持管理を適正に行っていくため、使用料の設定基準を改めるべく、使用料の見直しに関する基本方針を策定するものです。

社会体育施設使用料見直しにおける基本方針

- ① 受益者負担割合 30%に見合った使用料となるよう見直しを実施します。
- ② 利用者が急激な負担増とならないよう考慮し、激変緩和措置を設けます。
- ③ 明確な使用料の算定 ※維持管理費用を算定基礎として、基準単価を算出します。
- ④ 同類施設の一括算出 ※規模、用途ごとに使用料を設定します。
- ⑤ 1 時間単位の使用料を設定します。
- ⑥ 休日料金を設けず、同一料金とします。（※南紀田辺スポーツセンター、田辺スポーツパーク野球場及び田辺スポーツパーク室内練習場を除く。）
- ⑦ 南紀田辺スポーツセンター（陸上競技場、体育館、トレーニングルーム）のみ個人料金を設定します。
- ⑧ 市民以外の者が施設を利用する場合は、市民料金の 2 倍の額を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定します。※田辺周辺広域市町村圏組合を組織する自治体に居住する者は、引き続き、市民と同様の取り扱いとします。
- ⑨ プロスポーツやコンサートなど、興行利用で入場料等を徴収する場合の取り扱いについては、6.25 倍を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。（南紀田辺スポーツセンター、田辺スポーツパーク野球場及び田辺スポーツパーク室内練習場に適用。）
- ⑩ 準備時間の取り扱いは、大会利用日の前日に限り、利用料金の 50%に相当する額を設定。※他の減免との併用は不可とする。
- ⑪ 施設の利用可能時間を超過する場合の取り扱いは、利用料金の 1.5 倍の額を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定。
- ⑫ 夜間照明設備などのように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料は、施設使用料と区分して算出します。
- ⑬ 使用料の減免基準の適正化
- ⑭ 施設の維持管理費の削減とサービス向上の努力
- ⑮ 概ね 5 年ごとの定期的な使用料の見直しを行います。